

印西監第66号
令和4年8月8日

印西市長 板倉正直様

印西市監査委員 小野寺 浩一

印西市監査委員 藤代武雄

令和3年度健全化判断比率審査意見書の提出について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和3年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和3年度健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年7月27日から令和4年8月2日まで

3 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

記

健全化判断比率	令和3 年度(%)	令和2 年度(%)	早期健全化 基準(%)	財政再生 基準(%)
(1) 実質赤字比率	—	—	12.25	20.00
(2) 連結実質赤字比率	—	—	17.25	30.00
(3) 実質公債費比率	0.2	0.5	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	2.2	—	350.0	/

※ 上記の実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、各会計において実質赤字額（資金不足額）が生じておりませんでしたので、「—」で表示しています。

印西監第67号
令和4年8月8日

印西市長 板倉正直様

印西市監査委員 小野寺 浩一

印西市監査委員 藤代武雄

令和3年度資金不足比率審査意見書の提出について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和3年度資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和4年7月27日から令和4年8月2日まで

3 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

記

資金不足比率	令和3年度 (%)	令和2年度 (%)	経営健全化 基準 (%)
(1) 水道事業会計	—	—	20.0
(2) 下水道事業会計	—	—	20.0

※ 上記の資金不足比率については、各会計において資金不足額が生じていないため、「—」で表示しています。